答申第3号 平成30年9月27日

中津川市長 青山節児 様

中津川市個人情報保護審査会 会長 後 藤 武 夫

市の保有する避難行動要支援者名簿を平常時より避難支援等関係者へ外部提供することについて(答申)

平成30年9月12日付け中行管第32号諮問第3号により諮問のあったことについては、下記のとおり答申する。

記

1 審査会の意見

中津川市個人情報保護条例第7条第1項第4号の規定により、平成30年9月 12日中行管第32号により諮問がありました、市の保有する避難行動要支援者 名簿を平常時より避難支援等関係者へ外部提供することについては、審議の結果、 公益性があると判断する。

2 外部提供に係る個人情報の項目

- ・災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものに関する次に掲げる事項。
- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3)性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3 個人情報を外部提供することについて公益性があると認める理由

(1) 外部提供に係る個人情報は災害対策基本法(昭和36年法律第223号。

以下「法」という。)第49条の10により作成が義務付けられている避難行動要支援者名簿の情報である。

- (2) 法第49条の11第2項には、避難行動要支援者名簿の情報を、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、条例に定めがある場合を除き本人の同意を得て、都道府県警察等の避難支援等関係者に提供するものとすると定められている。
- (3) 行政通知により、条例に定めがある場合とは、個人情報保護条例に基づき 個人情報保護審査会において公益性があると認められた場合も該当するとされている。
- (4) 法第49条の13により、情報の提供を受けた者は秘密の保持が義務付けられている。
- (5) 避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、当該情報を避難支援関係者で共有することは公益上必要があると認められる。
- (6)以上のことから、市の保有する避難行動要支援者名簿を平常時より避難支援等関係者へ外部提供することについては、公益上特に必要があると認めることができる。

4 審査会の処理経過

年 月 日	経過
平成30年9月12日	諮問書受理
平成30年9月27日	実施機関の説明及び審議
平成30年9月27日	答申

5 中津川市個人情報保護審査会委員

役 職	氏 名	備考
会 長	後藤 武夫	弁護士
副会長	池田 香代子	人権擁護委員
委 員	高田 尚彦	中京学院大学経営学部准教授